

日時 平成24年10月25日（木）9：30～11：00

会場 高知県教育センター分館 大講義室

出席者 西郷和彦委員、遠藤隆俊委員、川村進一委員、車春恵委員、坂本真由美委員、岡本由美委員、竹村あずさ委員、池雅之委員、野村能教委員、大野敏光委員、垣内守男委員、上岡美保委員、楠瀬好美委員、坂本恒夫委員、須内靖隆委員、八木千晶委員、
教育長（中澤）、教育次長（中山）、高等学校課長（藤中）、人権教育課長（吉田）、
高等学校課企画監（森本）、高等学校課課長補佐（小野・竹村）、教育政策課課長補佐（中島）、
小中学校課課長補佐（小田）、高等学校課チーフ（高野・竹崎）、教育センターチーフ（長岡）、
高等学校課指導主事（岡本・藤田・西岡・市原・麻植・戎井）

1 開会、資料確認

【配付資料】

- ① 次第
- ② 座席表
- ③ 資料1 「県立高等学校入学者選抜制度の検証と今後の在り方について」（案）
- ④ 資料2 正当な理由で高等学校入学者選抜の第一次選抜を受検できなかった場合の対応について（案）

<議事>

2 検討事項

(1) 正当な理由で高等学校入学者選抜の第一次選抜を受検できなかった場合の対応について

(委員) 事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) 資料2をもとに説明

(委員) ただ今の事務局の説明について、ご意見を伺いたい。

(委員) 資料では、希望すれば第二次志望校も受検が可能ということであるが、会場の移動も含めて、1日で面接などを2校受けることは可能なのか。

(事務局) 一般的に、第二次志望校として受検をする学校は、第一次選抜での出願校と比較的近い距離にあると考えられる。対象の生徒については事前に分かっているので、第一次選抜で出願していた学校では面接・実技検査の順番を最初にし、第二次志望校では順番を最後にするといったことを行えば、1日で対応できると考えている。また、最も遠い2つの学校として、高知市内校と室戸高校や清水高校などのケースが考えられるが、これらのケースについては、翌日、朝一番で面接を行うなど、柔軟に対応していきたいと考えている。

(委員) 基本的な考え方の話になるが、前回の検討委員会でも、受検の当日に合わせた体調管理など、受検に向かう姿勢というのがやはり重要であるという話があった。中学校でも、これまでにこのような指導はしっかりと行ってきていると思う。しかし、今回の制度改革により、第一次選抜の募集定員割合が100%になり、実質、受検機会が1回に減ることから、この特別選抜の措置が検討されているわけであるが、制度の無かったこれまでなら、無理をして

受検をしてきた生徒もこの制度を利用するようになり、結果として、この制度を利用する生徒が増えるのではないか。どのような形で要項に載せるのか分からないが、留意すべきであると考え。

(委員) 私自身の考えではあるが、この制度はあくまでセーフティネットである。公表して、皆さんどうぞ利用してくださいというものではないと考える。委員の言われるとおり、本来は、中学校において体調管理などの十分な事前指導を行うことや、当日の保健室受検などで対応すべきものである。しかし、このような措置をとってもどうしても受検できない状況に陥った場合に、現在検討している特別選抜の制度は初めて発動すべきものであると理解している。

(委員) 入試制度の周知の際には、この部分ははっきりとしておかなければならない。受検生やその保護者で、この特別選抜の制度を知っている人と知らない人がいるのは問題である。実際に運用を始めたときにトラブルが生じてくる可能性がある。

(委員) この部分は運用上の問題であり、なかなか難しい。これについては、あらかじめ議論はしておくが表には出さないという考え方と、しっかりと皆にしくみについて周知するという考え方の両方があると思う。運用というのは、この両方の考え方の間を不公平感がないようにしていくことだと思う。この場で、ここまでというように線引きをするのは難しいと思うが、この件について、何かご意見はないか。

(委員) 保健室受検を望む生徒に関しても、ここ5年、10年の時代の変化によって変わってきているように思われる。このあたりの線引きについてはあまりしっかりとしない方がよいと個人的には思うが、特に最近の傾向を考えると、どうしても当日受検しなければならないと思って無理をして受検している生徒とそうではない生徒との違いというのは、いたしかたないというべきか、出てくる可能性は十分あると思われる。

(委員) 制度を公表してよいのかどうかという問題もあるとは思いますが、そもそも、この特別選抜という制度があつてよいのかという問題について気になっている。この制度が適応される場合として、事務局の案には「高熱など、特別措置によっても受検が困難な場合」とあるが、非常にあいまいである。インフルエンザなどの場合は分かるが、通常の風邪をひいたまま受検しに来た生徒とこの制度を利用した生徒の間に不平等があると問題となるので、どのような場合に特別選抜を受検することが可能になるのか、もう少し想定されるケースを定めておいた方がよいのではないか。そうでなければ、少し熱が出ただけで「それじゃあ、次回の選抜で受検するからいいや」ということにもなりかねず、混乱を招く恐れがある。このような点については、すこし整理をしておく必要があると考える。また、現行の入試制度では、このような追検査の措置は行っていないのか。かつてこのような追検査は行われていなかったのか。

(事務局) 現行では行っておらず、過去においてもこのような措置は行っていなかった。一度だけ、新型インフルエンザが流行した年に例外的に実施した。

(委員) 特別選抜の制度を導入するということは、第一次選抜で募集定員割合を100%にするということに伴う緩和措置という意味合いが強いのか。

(事務局) 近年におけるこれまでの入試制度では、同じ学校を必ず2回受検できるという状態が続いていた。また、98.4%という進学率からも分かるとおおり、ほとんどの生徒が高等学校に進学してくるという実態の中で、今回の制度変更により、第一次選抜の募集定員割合を100%にした場合には、やはりセーフティネットが必要であるというこれまでの検討委員

会でのご議論を受けて、このような提案をさせていただいた。

(委員) それにしても、少し具体例に欠け、あいまいではないかと思う。

(事務局) 今、ご議論いただいている部分は、制度の中の具体的な所になる。詳細については、いただいたご意見も踏まえて、さらに制度設計を行っていきたい。

(委員) もう少し適応するときに公平で分かりやすい公表というものを教育委員会で考えていただきたい。セーフティネットとしてこのような特別選抜の措置を考えておくということについては合意していただきたいが、よろしいか。

(委員) 了承

(2) 報告書(案)について

(委員) 報告書の文言について、「このように修正してはどうか」というご意見はもちろんのこと、「文章の中のこの言葉が分からない」というご質問もあれば出していただきたい。それでは、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) 資料1をもとに説明

(委員) 「はじめに」「1 高等学校入学者選抜制度の検証について」の中の「(1) 現行制度の概要」の部分で何かご意見はないか。文言等はこれでよろしいか。

(委員) 了承

(委員) 続いて、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 資料1をもとに説明

(委員) 「(2) 現行制度の成果」「(3) 現行制度の課題」について、何かご意見はないか。

(委員) 「(3) 現行制度の課題」の中で、最後の2つの項目にどちらも「得点率30%」という言葉が出てきているが、これはどのような根拠からこのような数字になっているのか。

(事務局) 基礎的な内容を理解しているかどうかはまずはラインになると思う。問題の配分を考えたときに、30%ほどは基礎的な内容が分かっている問題となっている。作問の趣旨から考えると、30%の正答率は必要ではないかということを示している。

(委員) 一応、作問をする際には、受検生の得点分布が50%を標準に正規分布型となるような問題を作っていて、その分布を考えると、30%は基礎的な部分であるという理解でよろしいか。

(事務局) はい。

(委員) 高等学校の現場でも、試験を作問する際は同様なのか。

(委員) やはり下から25%ぐらいのところを線を引く。

(委員) 大学でも同様である。30%できていないと何も分かっていないと判断される。日本における作題の仕方がそのようになっているようだ。外国では違うところもある。

(委員) 「学力の下位層が多い」という表現と、「中間層の学力が伸びてきている」という表現とは、何か矛盾するような感じがする。また、「(2) 現行制度の成果」の現行とは、どの部分を捉えて、現行としているのか。前期選抜、後期選抜に制度を変更した時点から現在までを現行と捉えると、「(2) 現行制度の成果」の4つ目の項目は必要ないのではないかとと思われるが。

(事務局) 現行制度とは、前期選抜に学力検査を導入した平成22年度からのことである。それから、得点の分布の1つの山が2つの山の重なりからできているという分析から、中間層が高

得点層にやや移動したものの下位層があまり動いていないということから二極化が起こっているという内容をまとめたつもりであったが、そのように読み取ることができないようであれば、文言についても検討しなければならないと考える。

(委員) 5教科の学力検査を実施するようになってから、まだ3年しかたっていない。その3年間で中間層が伸びたという実態があるのか。

(事務局) そういうことである。

(委員) 少し表現を変えないと、(2)と(3)の間で齟齬があるかもしれない。得点の分布が2山になっているということを正確に書いた方がよいと思う。この部分については、保留にしておき、後にまとめて考えたいと思う。

(委員) 5教科の学力検査を行うことにより、中学生の学習意欲が高まったということであるが、その根拠を教えてください。

(事務局) 根拠については、まず、中高校長会等での聞き取りである。学力検査を行うようになってから、中学校では生徒たちが勉強するようになったと中学校の校長からも話を聞いている。また、アンケート調査においても、受検生、保護者、中学校、高等学校のそれぞれの立場から5教科の学力検査を課すことについて肯定的な意見をいただいている。

(委員) こだわるようであるが、これは本当に現行制度の成果なのか。以前に5教科の学力検査を実施していた時期から比べると、前期選抜を導入するまでの時期に学力がダウンしてただけで、それが、前期選抜に学力検査を導入することで、元に戻った状態になっただけとも考えられるのではないか。表現上の問題ではあるが、それを成果と捉えるのはどうかとも思う。

(委員) 下降傾向にあったのが持ち直したのであれば、それは成果である。しかし、この文言からはそれは伝わってこない。この部分についても保留とさせていただきたい。その他には何かないか。それでは、次の「2 高等学校入学者選抜制度の今後の在り方について」の「(1) 概要」について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) 資料1をもとに説明

(委員) 「(1) 概要」について、何かご意見はないか。特に意見がないようであれば、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員) 了承

(委員) それでは、「(2) 改善の方向性」について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 資料1をもとに説明

(委員) 「(2) 改善の方向性」のはじめの部分と「①受検時期」について、何かご意見はないか。なければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員) 了承

(委員) 続いて、事務局より「②募集割合と受検機会」について、説明をお願いしたい。

(事務局) 資料1をもとに説明

(委員) 何かご意見はないか。なければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員) 了承

(委員) 続いて、事務局より「③選抜の名称」について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) 資料1をもとに説明

(委員) 何かご意見はないか。名称については、2回目の選抜を受検する生徒にすんなりと受け

入れられるものにしていただきたい。他になければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員) 了承

(委員) 続いて、「④選考資料と検査内容」について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) 資料1をもとに説明

(委員) 何かご意見はないか。なければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員) 了承

(委員) 続いて、「⑤正当な理由で欠試した場合の対応」について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) 資料1をもとに説明

なお、2つ目の項目について、「保健室受検では」を「保健室受検でも」に修正させていただきたい。また、詳細な制度設計については、先ほどいただいたご意見も参考にしながら、教育委員会で検討させていただきたい。

(委員) 先ほどの議論で出た意見を踏まえ、詳細な制度設計の際には多面的に検討していただきたい。何かご意見はないか。

(委員) 先ほどからの意見を総合すると、2つ目の項目については削除した方がよいのではないか。安易に具体例を出すことにより、かえって誤解を招く可能性もある。

(委員) 中学生や保護者、中学校の教員が自己解釈して、制度が独り歩きしていかないようにする必要がある。制度の具体的な内容については、もう少し多面的に検討していただくとして、報告書からは2つ目の項目を削除するというところでよろしいか。

(委員) 了承

(委員) 他に何かご意見はないか。

(委員) 「⑥特別な支援を必要とする生徒への対応」との関連も出てくるかもしれないが、これまで議論してきた中で出てきていた「特別措置」という言葉を⑤の本文かタイトルのどちらかに入れておいた方が、整合性があってよいのではないか。

(委員) 特別措置についてはこれまでと変わらないので、特に入れなくてもよいのではないかとも思う。特別措置で対応できない場合を想定して、正当な理由で欠試した場合の対応を考えていると理解しているのだが。

(委員) 特別な支援を必要とする生徒への対応という部分との整理がうまくできていないように思われる。今後、「特別措置」という文言を使わないのであれば問題ない。

(事務局) 「⑤正当な理由で欠試した場合の対応」は、資料2の中の「特別選抜」にあたる。また、「⑥特別な支援を必要とする生徒への対応」が、資料2の右下の部分の「特別措置」にあたる。具体的な文言については、後ほど検討させていただくが、この部分の具体的な文言については、今一度整理させていただきたい。

(委員) 「正当な理由で第一次選抜を受検できなかったと教育委員会が認めた生徒は」の部分の前に、「特別措置をもってしても」という文言を入れた方がよいということか。

(委員) それでお願いしたい。

(委員) 以上の内容でよろしいか。

(委員) 了承

(委員) ここで議論されていることは、あくまでも検討委員会からの報告書の内容ということになるので、この⑤の特別選抜の制度は、検討委員会では検討したが、結局、制度として組み

入れられない場合もあるということか。

(委員) 教育委員会の方で学校現場の先生方の意見も集約しながら制度設計を行った場合、公平感が出せないというようなことになれば、取り上げられない可能性は十分にあると理解している。しかし、貴重な時間を割いてせっかくここまで議論した内容であるので、これまで作られていない制度であることから、ぜひ作れるものなら作っていただきたい。

(委員) それでは、「⑥特別な支援を必要とする生徒への対応」と「⑦新しい高等学校入学者選抜制度の導入時期」について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 資料1をもとに説明

(委員) 何かご意見はないか。

(委員) 「⑥特別な支援を必要とする生徒への対応」についてであるが、「特別な支援を必要とする」という中には、発達障害等のある生徒が含まれるという解釈であると思われるが、そのような文言を入れる必要はないのか。他の委員の皆さんのご意見を伺いたい。また、「別室受検や検査用紙の拡大など」という部分について、別室受検に関しては平成20年度から最も多い配慮事項になっているが、検査用紙の拡大については、平成20年度から措置が行われていない。検査用紙の拡大については、あえてここで例として挙げる必要があるのか。さらに、時間延長については、まだ中学校、高等学校での個別の指導計画等が整備されていない中では採用が難しいという意見を以前事務局からいただいたが、発達障害等のある生徒に対しての入試制度も含めた支援の在り方を報告書に盛り込む必要はあるのか、ないのかということについてもご意見をいただきたい。

(委員) まず、「特別な支援を必要とする生徒」という中に、発達障害等のある生徒が含まれるのかどうかについて、事務局にお聞きしたい。

(事務局) 含まれる。それ以外にも、怪我や病気の場合、難聴等の障害のある生徒などいろいろなケースが想定される。例えば、入院をしている場合には病室受検を実施するなどの対応を過去には行っている。「特別な支援を必要とする生徒」という文言は、ここではかなり広い意味で使っている。

(委員) 検査用紙の拡大については、弱視の生徒に対応するための措置をイメージしているのか。どのような障害かが特定されるような例示はこれ1つしかないように思われるが。

(事務局) 具体的に示さなければ分からないのではないかとということで、別室受検の他にもう1つ例示をさせていただいた。検査用紙の拡大については、弱視ではなく、小さな枠に解答の記入ができないという発達障害の生徒への配慮として載せている。誤って読まれる可能性があるならば、削除してもかまわない。

(委員) 具体例はある方がよいと思うので、このままでよいと思う。むしろ、高熱のための保健室受検などもケースとして含むのであれば、「特別な支援を必要とする生徒」という文言が、逆に発達障害等のある生徒だけを連想してしまう懸念を抱く。この「特別な支援を必要とする」という文言の方が、広い意味として理解されにくいのではないか。例えば、「特別な措置」という文言を使用するなど、使用する言葉に少し配慮していただければと思う。

(事務局) 「特別な配慮」という文言ではいかがか。

(委員) 「特別な配慮を必要とする生徒への対応」と書き換えるということではよろしいか。また、「検査用紙の拡大」の文言については、原案どおりではよろしいか。

(委員) 了承

- (委員) 「⑦新しい高等学校入学者選抜制度の導入時期」について、何かご意見はないか。
- (委員) 導入の時期についてであるが、「できるだけ早い時期」という文言は、「近いうち」と同じで、いつからなのかがはっきりしない。前回の検討委員会では、この部分は両論併記にするということでもとまっていたと思う。前回にも、制度の周知の重要性という観点から、平成28年度入試（現在の小学6年生）からの導入が望ましいということを示唆させていただいた。しかし、早く現行制度の課題を解消するためには平成26年度入試（現在の中学2年生）からの導入も考えられるし、平成27年度入試（現在の中学1年生）から導入してはどうかという意見も前回の検討委員会でも出されていたと思う。報告書の文言をどう解釈するかということにもなるが、両論併記ということであれば、具体的な年度を入れるなどの文言を修正していただいたらどうかと思う。
- (委員) 前回の検討委員会では、平成26年度入試からの導入はないという共通認識であったかと思うが、これについてはよろしいか。
- (委員) 了承
- (委員) 周知期間をしっかりとることを考えると平成28年度入試からの導入が望ましいという案と、今の状況をなるべく早く解決するということから考えると平成27年度入試からの導入が望ましいという案の2つがあったと思う。「平成27年度入試または平成28年度入試から導入する」ということを明記するということがよろしいか。
- (委員) 前回の検討委員会を欠席していたので、議事録を読ませていただいたが、最初、両論併記の意味がよく分からなかった。今の話を聞いて、前回の議論の流れから考えると、ただ今ご提案があった「平成27年度入試または平成28年度入試から導入する」という内容を明記する方が望ましいと思われる。
- (委員) 文章は少し長くなるかもしれないが、平成28年度からにする理由、平成27年度からにする理由をやはり記述する必要があると思う。「十分な周知を行うということに配慮しつつも、できるだけ早い時期からということを中心として、平成27年度から導入することが望ましい。また、それよりも、制度の周知を重視して、平成28年度から導入することが望ましい。」というような表現の仕方はいかがか。
- (委員) 再度確認であるが、平成26年度入試からの導入については、サポートする委員の意見はなかったと記憶しているが、この点についてはよろしいか。
- (委員) 了承
- (委員) それでは、ただ今ご提案があったように、周知を十分にすべきだという立場からだと平成28年度入試から、しかし、なるべく早く現在抱えている問題を解消すべきだという立場から、一定の周知期間も考慮し、妥協すると平成27年度入試からということになるが、このあたりの文言をもう少し明確に記述するということがよろしいか。
- (委員) 了承
- (委員) では、「おわりに」の部分について、事務局から説明をお願いしたい。
- (事務局) 資料1をもとに説明
- (委員) 何かご意見はないか。なければ、事務局案のとおりでよろしいか。
- (委員) 了承
- (委員) それでは、添付の資料について、事務局から説明をお願いしたい。
- (事務局) 資料1をもとに説明

- (委員) 事務局からは10種類の資料を添付するという原案を出していただいているが、削除した方がよい、または、追加した方がよいという資料はないか。
- (事務局) 補足であるが、12ページの資料7の改正案は、最初のたたき台であり、その後、修正が加えられていき、現在の報告書の形になっているという点にご注意をいただきたい。
- (委員) では、改正案の後に「一次案」という文言を入れていただけるか。
- (事務局) 「一次案」という文言を追加するというご提案をいただいたが、資料を変更し、最終案が分かる形でお示しさせていただきたい。
- (委員) 資料7の改正案に関わって、合格発表を卒業式の後にするという入試の日程をカレンダーに実際に当てはめた表があったと思うが、これは資料に加えないのか。添付される資料のみでは、合格発表が卒業式の後になるかどうかとといったことが分からない。
- (事務局) 第4回の検討委員会で示したような資料については、あまりに細くなるのでかえって分かりにくいのではないかと考えている。検討委員会での協議で決まった部分については、内容を変更する資料7にできるだけ書き込んでいきたい。日程については、まだまったく決まっていないので、ポイントになる部分だけを盛り込みたいと考えている。
- (委員) 今回の制度改正の大事なポイントとして、合格発表は卒業式の後であるという点と、第二次選抜の志願先変更期間を設けるという点があったと思う。これが分かるような形での資料の作成をお願いしたい。資料については、資料7を修正するということでよろしいか。その他は原案どおりでよろしいか。
- (委員) 了承
- (委員) それでは、これまでの所を確認していきたい。まずは、2ページの「(2) 現行制度の課題」の4つ目の項目について、修正する必要があると思うが。
- (事務局) 修正案を提案させていただきたい。学力の状況というのは必ずしも入試制度のみで決まるものではない。この期間に学力について変化があったため、成果として記述をしたが、入試制度についてのみ記述するというのであれば、この際、この4つ目の項目を削除するというのでいかがか。また、併せて、「(3) 現行制度の課題」の5つ目と6つ目の項目についても削除するというのでいかがか。
- (委員) かなりすっきりすると思う。しかしながら、この場でせつかく議論をした内容であるので、高等学校課において今後さまざまな施策を検討する際には参考にしていただきたい。ただ今ご提案のあった3つの項目について、削除するというのでよろしいか。
- (委員) 了承
- (委員) 次に、「⑤ 正当な理由で欠試した場合の対応」については、「正当な理由で第一次選抜を受検できなかったと教育委員会が認めた生徒」の手前に、「特別な措置をもってしても」という文言を入れる形で修正をしたい。それから、5ページの2つ目の項目は削除する。「⑥ 特別な支援を必要とする生徒への対応」については、「支援」を「配慮」に書き直す。「⑦ 新しい高等学校入学者選抜制度の導入時期」については、平成27年度、平成28年度の両論併記として、それぞれのメリットを書くという修正を行う。資料については、資料7を最終案が分かる形に変更し、この検討委員会で力を入れて議論した部分が見える形に直すということよろしいか。
- (委員) 了承
- (委員) 修正案のチェックについては、会長と副会長に一任していただけないか。

(委員) 了承

(委員) 11月9日には午後5時30分より、報告書を教育長にお渡しすることになっている。お時間のある方は是非ご参加いただきたい。

(委員) これで検討委員会は終わりになるが、副会長をはじめ、委員の皆さんには大変お世話になりました。高知の方々が教育に非常に熱心であるということを感じ取ることができた。大学に籍を置く者として、小学校、中学校、高等学校、大学がもう少し連携を行い、筋の通った、教育について議論できる場があればと感じた。本学に入学してくる高知県の学生は、入学時にはあまり成績はよくないが、非常に頑張り、そして伸びる人が割合として多いということを感じている。東京の学生のように、3年間あるいは6年間、ゴムを引っ張ったままで勉強をさせられるというのが決してよいというわけではない。ある程度の学力と余裕、伸びしろがあるような教育を是非、高知県で行ってほしい。本当にありがとうございました。

3 閉会

(1) 閉会挨拶 (教育長)

(2) 諸連絡